

平成 26 年 2 月 17 日

各 位

株式会社ワールドインテック

(コード番号：2429)

代表取締役会長兼社長 伊井田 栄吉

福岡県北九州市小倉北区馬借 1 丁目 3 番 9 号

問合せ先：経営管理本部

取締役常務執行役員 中野 繁

TEL093-533-0540

取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容改定に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 17 日開催の取締役会において、取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容改定の議案を、平成 26 年 3 月 20 日開催予定の当社第 21 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 付議する理由

当社取締役に対する報酬と当社の株価や業績との連動性を高め、株価上昇のメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有する立場に置くことにより、当社取締役の当社グループ全体の連結業績向上に対する意欲や士気を喚起し、企業価値向上に資することを目的とするものであります。

2. 新株予約権の内容

当社の取締役に対して、報酬として発行する新株予約権の報酬等の額および発行する新株予約権の内容につきましては、平成 22 年 3 月 19 日開催の第 17 回定時株主総会において、新株予約権に関する報酬等の額は年額 60 百万円以内、新株予約権の総数につきましては、9,000 個を 1 年間の上限とすることをご承認いただき、現在に至っております。

今回設定する新株予約権の額は、当社の取締役に対する報酬等として、第 14 回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬（年額 200 百万円以内）とは別枠で設定するものであります。第 21 回定時株主総会に付議予定の第 4 号議案である「取締役 11 名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本議案により新株予約権が付与されることになる取締役は 11 名となります。また、1 年間に付与する新株予約権の内容は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の目的である株式の数

当社普通株式 1,500,000 株を総株式数の年間の上限とする。

(2) 発行する新株予約権の総数

15,000 個を年間の上限とする（新株予約権 1 個当たり普通株式 100 株）

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない付与株式数について行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日の終値（当該日に取引が成立しない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1 株当たりの払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、新株予約権の割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から 10 年以内の範囲で当社取締役会において定める。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

(7) その他の新株予約権の募集事項については、募集事項を決定する当社株主総会（募集事項の決定を当社取締役会に委任する場合を含む。）及び当社取締役会の決議において定める。

3. ストック・オプションによる取締役の報酬等の額の改定について

当社の取締役に対して発行する本件新株予約権の額は、割当日における本件新株予約権 1 個当たりの公正価値に、割当日に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額を基準として算定し、第 17 回定時株主総会におきましてご承認いただき今日に至っておりますが、近時の経済情勢の変化や当社の企業価値の変化及び第 21 回定時株主総会に付議予定の第 4 号議案である「取締役 11 名選任の件」が原案どおり承認可決されますと取締役の員数が現在の 8 名から 11 名に 3 名増員されることになるなど諸般の事情を考慮いたしまして、年額 500 百万円以内とさせていただきたく存じます。この割当日における本件新株予約権 1 個当たりの公正価値の算定につきましては、新株予約権の公正価値算定のために一般的に用いられている数式を用いることとしております。

(注) 上記の内容については、平成 26 年 3 月 20 日開催予定の当社第 21 回定時株主総会において、「取締役に對するストック・オプション報酬額及び内容改定の件」が承認可決されることを条件といたします。

以上